

“経営者保証のない融資”に向けた3つのポイント

中小企業の融資では、経営者が個人保証を付けることが慣行になっており、それが重荷となって、新事業展開、事業承継、事業再建などが進まないといった弊害がありました。平成26年に、金融機関に個人保証を求めない融資を促す「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、すでに一部で**経営者保証のない融資**が行われています。

同ガイドラインでは、中小企業が 会社と経営者の関係を明確に区分・分離する、財務基盤を強化する、財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示、に対応することで、金融機関の判断によって、**経営者保証が求められない場合**があります。

月次決算の役割 ～月単位の業績把握で正しい経営判断をしよう！

月次決算には、次のような役割があります。

(1) 毎月の業績をいち早く把握できる。また、急激な経営環境の変化があっても、影響の予測や**資金繰り対策**などにも素早く対応できる。

(2) 粗利益率、資産、負債の**増減**を確認できる。

(3) 月次決算の数値を前年同月、前月、予算と比較することで、良いときは業績拡大のヒントとし、悪いときは**早めの対応**をとることができる。

(4) 月次決算のデータを金融機関に開示・説明することで、金融機関からの**評価**を高めることができる。

売掛金の時効が2年から5年に長期化します！～管理と回収法を再確認しよう～

令和2年4月1日施行の改正民法では、**債権の消滅時効が改正**されました。改正前は、債権の消滅時効を**10年**、短期消滅時効として宿泊料・飲食代金を**1年**、製造業・小売業の売掛債権を**2年**、建築請負工事代金を**3年**などと**職業別に規定**していました。

改正民法では、これらの短期消滅時効と商法における商行為の**時効5年**を併せて廃止し、消滅時効を次のように統一して、**いずれか早いほう**が経過した時に時効となります。

債権者が権利を行使することができることを知った時から5年

債権者が行使することができる時から10年

民法の改正を機に、売掛金管理体制を再確認し、未回収のまま長期間放置することがないようにしましょう。

以上の記事について詳細を知りたい事業者の方には「事務所通信」を送らせていただきます